

1. 基本情報

- (1) 国名：ブータン王国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：全国（人口約 74.5 万人）
- (3) 案件名：農業機械サービス整備計画（Grant Aid for Chiwog Grant Assistance for Farm Mechanization and Services）
- (4) 事業の要約：本事業は、ブータン農村部において、農業機械サービス用の耕耘機を整備し、農民の農業機械へのアクセス改善を図り、もって農業生産性向上及び農民の生計向上に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ブータンでは、農業は GDP の約 16%（2011 年）を占め、総人口の 62.2%（2012 年）が従事する基幹産業である。しかしながら、国全体が険しい山岳地帯のため、農家一戸当たりの農業用地はきわめて小規模で、かつ生産効率も悪いため、穀物自給率は 64%（2011 年）に留まっている。また、若者の都市部への流出により、農村部の労働力不足や高齢化が深刻化している。このような状況下で、食料自給率を改善しつつ、農民の所得改善を図る方策として、圃場の規模に応じた農業機械化が重視されているが、いまだ農家の 9 割が牛耕で土地作り（耕起、整地等）を行っている。同国の国家開発計画である「第 11 次 5 か年国家開発計画」（2013 年 7 月-2018 年 6 月）でも、第 1 の柱である「持続可能で公平な社会経済開発」の中で、穀物自給率の向上（2018 年までに 75%）が掲げられている。また、国家開発計画に基づく「農林畜産セクター第 11 次計画」では、「生産性・生産量向上のための資源の最適化及び効果的活用」の手段として、農業機械化が最優先されている。また、ブータンの現首相は、「一村一耕耘機」をスローガンとする農業機械の全国普及を公約としていることから、全 20 県に賃耕などを行う農業機械サービスセンターが設置される予定であり、そのサービスに必要な耕耘機等の農業機械が必要となっている。本事業は、上記ブータン政府の政策に即したものである。
- (2) 農業セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け
本事業は、我が国の「対ブータン事業展開計画」の重点分野「農業・農村開発」における協力プログラム「農業機械化促進プログラム」に合致する。
- (3) 他の援助機関の対応
農業セクターでは、世界銀行、国際農業開発基金及び EU などが農産物生産及びマーケティングの強化、スイスやオランダなどが農村コミュニティ開発支援などを実施しており、農業機械化分野では EU が農業機械サービスへの財政支援を実施中である。
- (4) 本事業を実施する意義
本事業は、ブータン政府が国民への公約として最重要視している政策に寄与するものであり、2014 年 6 月の日本・ブータン首脳会合においても言及された事業であることから、外交的な意義が高い。またこれまでの食糧増産援助・貧困農民支援によっ

て調達された日本製農業機械は、その成果により日本の支援の象徴としてブータン国民にも認識されるに至っていることから、これまでの協力を更に発展させる本事業を無償資金協力として実施する意義は大きい。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的：本事業は、ブータン全土において、農業機械サービスに必要な農業機械（耕耘機）を調達することにより、農民の農業機械へのアクセスの改善を図り、もって農業生産性向上及び農民の生計向上に寄与するもの。

② 事業内容

1)機材調達：耕耘機 400 台及びスペアパーツ

2)コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネント：協力準備調査にて確認

3)調達・施工方法：協力準備調査にて確認

③ 他の JICA 事業との連携

技術協力「農業機械化強化プロジェクト（フェーズ2）」（2014 年～2017 年）において、改善する農業機械サービス・モデルの成果の適用を図る。また、本事業で支援する農業機械サービスセンターは、過去に実施した食糧増産援助・貧困農民支援で調達された農業機械が行き届かない住民へのサービスを想定しており、補完関係にある。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：農業林業省／農業機械化センター（Agricultural Machinery Center：AMC）

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制：農業機械化センター（同センターは、過去に実施した食糧増産援助・貧困農民支援の実施機関であり、農業機械の維持管理体制は有するが、農業機械サービスを行うための体制（農業機械サービスセンター）を全県に構築中であることから、実施体制・能力及び今後の計画を調査にて十分に確認する。）

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：貧困対策・貧困配慮：調達予定の農業機械は、貧困農民の農業機械アクセスの改善に使用されることが想定されていることから、本事業は貧困対策案件に該当する。

(5) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「マダガスカル・アンチラベ農業機械化訓練センター拡張・機材整備計画」の事後評価等においては、無償資金協力と技術協力の戦略的な組み合わせは、プロジェクトの有効性及びインパクトの強化につながるものとなるとの教訓を得ている。また、「モルドバ・農業機械化訓練センター機材整備計画」や「エジプト・ダマン

フル農業機械化センター近代化計画」の事後評価等においても、過去の食糧増産援助・貧困農民支援や技術協力の成果が事業効果に影響を及ぼすとしている。

上記教訓を踏まえ、本事業においては、過去に実施した食糧増産援助・貧困農民支援や実施中の技術協力との相乗効果が十分に得られるよう、食糧増産援助・貧困農民支援との役割分担と補完関係を明確にするとともに、技術協力の成果の活用を戦略的に計画することとしている。

以 上

農業機械サービス整備計画 地図



(具体的な対象地は調査で確認する)